

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正する。

平成21年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
科学・ものづくり振興課	産学官連携研究開発プロジェクト事業費補助、産学官連携機能強化促進事業費補助、いわて研究開発評価委員会運営費補助、中小企業等知的財産保護対策費補助、自動車関連産業創出推進事業費補助、自動車関連産業人材育成等支援事業費補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、組込み技術者人材育成研修支援事業費補助、ソフトウェア技術・取引交流事業費補助、半導体関連産業取引あっせん事業費補助、医療機器関連産業取引あっせん事業費補助、企業連携交流推進事業費補助及びものづくり中小企業開発力強化緊急事業費補助	科学・ものづくり振興課	産学官連携研究開発プロジェクト事業費補助、産学官連携機能強化促進事業費補助、いわて研究開発評価委員会運営費補助、 <u>地域ものづくり企業技術高度化支援事業費補助</u> 、中小企業等知的財産保護対策費補助、自動車関連産業創出推進事業費補助、自動車関連産業人材育成等支援事業費補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、組込み技術者人材育成研修支援事業費補助、ソフトウェア技術・取引交流事業費補助、半導体関連産業取引あっせん事業費補助、医療機器関連産業取引あっせん事業費補助、企業連携交流推進事業費補助及びものづくり中小企業開発力強化緊急事業費補助
[略]		[略]	
雇用対策・労働室	出稼相談所事業費補助、社団法人岩手県シルバー人材センター連合会運営費補助、緊急雇用創出事業費補助（その区域が2以上の広域振興局又は地方振興局の所管区域にわたる一部事務組合又は広域連合に係る補助金に限る。）、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助（その区域が2以上の広域振興局又は地方振興局の所管区域にわたる一部事務組合又は広域連合に係る補助金に限る。）、認定職業訓練運営費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、認定職業訓練施設設備費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、岩手県職業能力開発協会補助及び <u>東北職業能力開発促進大会開催費補助</u>	雇用対策・労働室	出稼相談所事業費補助、社団法人岩手県シルバー人材センター連合会運営費補助、緊急雇用創出事業費補助（その区域が2以上の広域振興局又は地方振興局の所管区域にわたる一部事務組合又は広域連合に係る補助金に限る。）、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助（その区域が2以上の広域振興局又は地方振興局の所管区域にわたる一部事務組合又は広域連合に係る補助金に限る。）、認定職業訓練運営費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、認定職業訓練施設設備費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）、岩手県職業能力開発協会補助、 <u>東北職業能力開発促進大会開催費補助及び離職者訓練緊急基盤整備事業費補助</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			